

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念である「1. お客様に価値あるサービスを提供しお客様と共に発展する。2. 会社を永続的に発展させ、社員の生活の安定と向上をはかる。3. 常に豊かな価値を創造し、社会に貢献する企業を目指す。」を追求し、継続的な企業価値の向上を達成するために、経営の公正性と透明性を高め、コンプライアンス体制の充実、積極的な情報開示に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三宅 登	169,750	32.04
エムケイシステム従業員持株会	62,200	11.74
株式会社SBI証券	22,300	4.21
朝倉 嘉嗣	15,000	2.83
日本証券金融株式会社	14,400	2.72
中村 一三	14,000	2.64
株式会社日本自動調節器製作所	10,000	1.89
宮本 妙子	9,650	1.82
内野 恒樹	6,000	1.13
松井証券株式会社	4,800	0.91

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
野村 公平	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村 公平	○	—	弁護士資格を有しており、法務に関して相当程度の知識能力を有しており、取締役として適任と思われることから、社外取締役に選任しております。また、当社及び当社の経営陣から独立した立場であり、独立性の基準、開示加重要件のいずれにも該当していないため、当社的一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門については、常勤監査役は、期初に内部監査担当が立案した監査方針、監査日程に基づき打合せを実施、その監査報告書及び改善指示書が報告された時点で、都度監査内容及び改善指示内容について協議を行い、連携を図っております。監査役と監査法人については、監査法人の監査実施時(半期毎)にヒアリングを受けるとともに、会計方針・処理内容について監査法人より意見を伺い、その内容について確認、作成された計算書類及び事業報告の内容の確認を行い、連携を図っております。また、年2回監査役、監査法人、内部監査担当による合同監査ミーティングを実施し、情報共有、意見交換を行い、三者による連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
石川 勝啓	税理士														
渡部 靖彦	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 勝啓	○	——	税理士資格を有しており、税務会計に関して相当程度の知識経験を有しており、監査役として適任と思われることから、社外監査役に選任しております。また、当社及び当社の経営陣から独立した立場であり、独立性の基準、開示加重要件のいずれにも該当しないため、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
渡部 靖彦	○	——	公認会計士資格を有しており、財務会計に関して相当程度の知識経験を有しており、監査役として適任と思われることから、社外監査役に選任しております。また、当社及び当社の経営陣から独立した立場であり、独立性の基準、開示加重要件のいずれにも該当しないため、当社

【独立役員関係】

独立役員の数 **更新** 3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、ストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

取締役及び従業員に対し、当社の業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるため、付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役及び監査役の報酬額については、株主総会決議による報酬総額の範囲内で決定しております。取締役の報酬額は、会社の経営成績とそれに対する貢献度を考慮して取締役会にて決定しております。監査役の報酬額は、監査役会にて監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員のサポート体制については、管理部総務課が電子メールや電話を通じて、会議日程の調整、決議事項の事前説明などの情報提供や情報収集のサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

(1) 取締役会

取締役6名(うち社外取締役1名)で構成されております。毎月1回の定時取締役会、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務の意思決定及び取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。なお、経営に対する牽制機能を果たすべく、監査役が毎回取締役会に出席しております。

(2) 監査役及び監査役会

監査役会は3名(うち社外監査役2名)で構成されており、法令、定款及び監査役会規程に従い、監査役間の意見交換を実施するほか、監査方針、年間監査計画等を決定しております。監査役全員が株主総会及び取締役会に出席しており、その他にも常勤監査役は経営会議を初めとする重要な会議体へ出席し、監査機能がより有効かつ適切に機能するよう努めております。

(3) 内部監査

技術部及び管理部につきましては経営企画室が、その他の部門につきましては管理部が内部監査を行っております。当社の業務執行状況が法令や規程等に照らし適正かつ妥当であるか、また、内部管理体制が適切かつ有効であるかを公正かつ客観的な立場で検討・評価し、指摘事項の改善状況及びその結果について確認を行っております。

(4) 経営会議

取締役、常勤監査役、部長、その他代表取締役社長が指名した者で構成され、重要事項の審議、決裁を行うほか、月次業績の状況、各部門の活動状況に関して報告が行われております。

(5) 外部顧問

顧問弁護士、顧問税理士及び顧問社会保険労務士からはコーポレート・ガバナンス体制、法律面等についての公正かつ適切な助言及び指導を適宜受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、各方面で豊富な経験と高度な専門知識、幅広い見識を有している社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役会制度を採用しており、会社法に規定する株主総会、取締役会、監査役会を、会社の機関として設置しております。以上の体制により、当社において適切かつ効率的な意思決定および経営監視機能が有効に機能すると判断し、当該企業統治を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務及び招集通知の作成の早期化を図り。招集通知の早期発送に向けて努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催し、より多くの株主の皆様へ、ご出席いただけるよう努めてまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等の支店等を利用して、個人投資家向け会社説明会を予定しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算及び年度決算終了後に説明会の開催を予定しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR ページを設け、有価証券報告書、決算短信、プレスリリース等の情報公開を予定しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室にて対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、企業倫理規程を定め、株主、顧客、取引先、債権者、従業員等のステークホルダーからの「信用」の上に成立していることを十分に認識し、その「信用」を裏切らないような企業活動を行うことに努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、常に適正・適法な方法による情報開示を実施して透明性の高い経営を行うとともに、その他の情報についても積極的に公表し、すべてのステークホルダーに正しく経営内容を伝えることに努めてまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」を定めており、概要は以下の通りです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 「企業倫理規程」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスマニュアル」を規定し、法令・定款及び社会規範を遵守するよう啓蒙・教育活動を推進する。

ロ. 代表取締役社長は、コンプライアンス総括責任者として管理部長を任命し、管理部において、コンプライアンス体制の構築、維持、整備にあたる。

ハ. 内部通報制度として、管理部長、常勤監査役、顧問弁護士を通報窓口とする体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。通報者は不利益な扱いを受けない。

ニ. 監査役は、「監査役会規程」、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況を監査する。法令及び定款に適合しない又はその恐れがあると判断したときは取締役会で意見を述べ、状況によりその行為の差止めを請求できる。

ホ. 内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づき、取締役及び使用人の法令・定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長にその結果を報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 株主総会及び取締役会の議事、その他重要な情報については、法令及び「文書管理規程」他の諸規程に基づき、適切に記録し、定められた期間保存する。

ロ. 代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理について、管理部長を総括責任者として任命する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理に関し、必要な規程及びマニュアルを整備し、横断的な会合を行なうことで、リスクの早期発見と未然防止を図る。

ロ. 代表取締役社長は、リスク管理体制を明確化するため、経営企画室長をリスク管理に関する総括責任者として任命する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を招集し、法定事項・重要事項の決議及び業務執行状況の報告を行なう。

ロ. 「組織規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、権限委譲及び責任の明確化を図り、効率的かつ適正な職務の執行が行われる体制を構築する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現在、当社に子会社等は存在しないが、将来において子会社等を設立する場合には、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく以下の体制を整備する。

イ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ニ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、内部監査担当の使用人を監査役を補助すべき使用人として指名することができる。

ロ. 補助すべき使用人の任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得たうえで決定することとする。

ハ. 指名された使用人への指揮命令権は、監査役が指定する補助すべき期間中は監査役に移譲されたものとし、取締役からの指揮命令を受けない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 監査役は、必要に応じていつでも、取締役会及びその他重要と思われる会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取する。

ロ. 監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることとする。

ハ. 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(8) 監査役職務の遂行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(9) その他監査役職務の遂行が実効的に行なわれることを確保するための体制

イ. 監査役は、毎月1回以上監査役会を開催し、監査役間の情報交換・協議を行うことにより、監査の実効性を高める。

ロ. 監査役は、代表取締役社長、監査法人、内部監査担当者と定期的に会合を持ち、それぞれ意見交換を行うことにより監査の実効性を高める。

(10) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力との取引を一切遮断するとともに、反社会的勢力からの被害を防止する体制とする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するための基本方針を定め、また、体制を整備することにより反社会的勢力との関係排除に向けた取り組みを行っております。

(反社会的勢力に対する基本方針)

(1) 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。

(2) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。

(3) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然として法的対応を行います。

(4) 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。

(5) 当社は、反社会的勢力の不当要求に対応する役員及び従業員の安全を確保します。

(反社会的勢力排除に向けた整備状況)

当社は、取引先及び取引検討先に対する新聞記事検索による調査や、暴力追放推進センター等から情報収集を行うことで反社会的勢力との関係を未然に防止する体制を構築するとともに、取引先との間において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合、契約を解除できる旨の条項を盛り込んだ基本契約書等を締結することにより、関係を排除できる体制を構築しております。

また、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定、従業員への教育を実施するとともに、不当要求防止責任者を選任することにより有事の際、適切な対応が行える体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

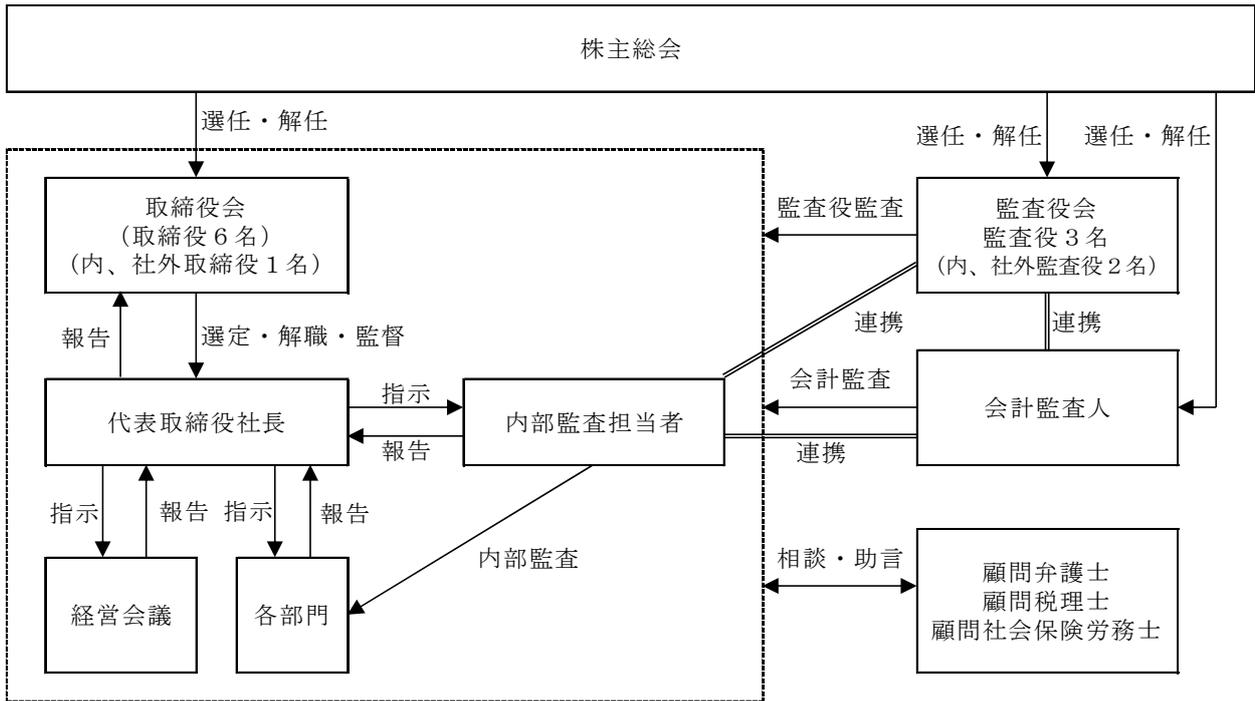
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

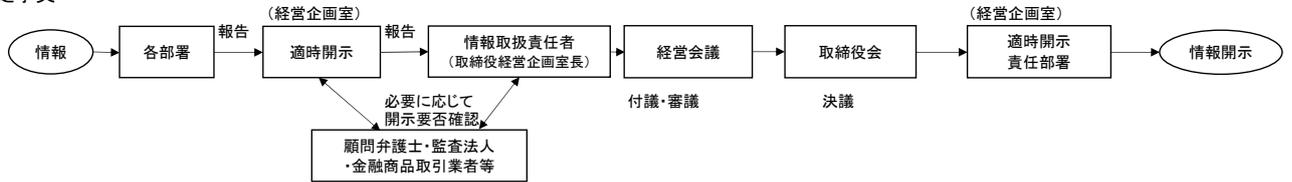
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図(参考資料)】

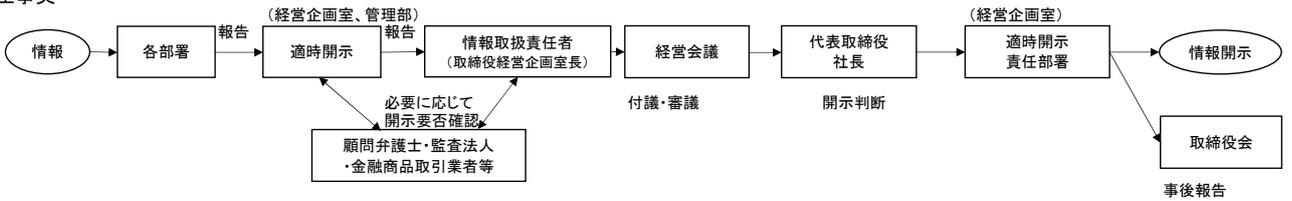


【適時開示体制の概要 (模式図)】

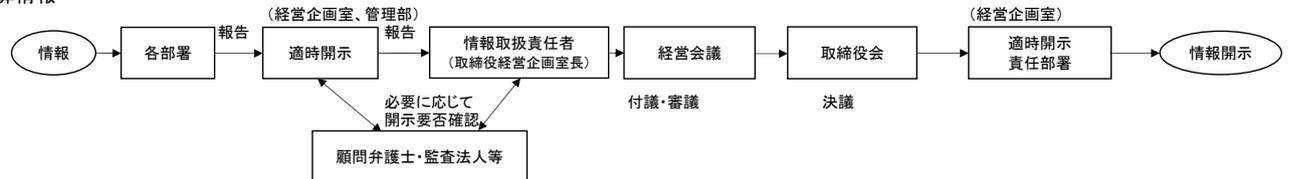
決定事実



発生事実



決算情報



以上